



# 埼玉県報

第 2 4 5 1 号  
平成24年12月18日  
火 曜 日

## 目 次

### 告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [和光都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [土砂災害警戒区域等の指定\(河川砂防課\)](#)
- [上尾都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [上尾中山道東側地区市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所の届出\(市街地整備課\)](#)
- [建築士事務所の監督処分\(建築安全課\)](#)
- [建築士の処分\(建築安全課\)](#)
- [県内被疑者写真照会システム機器等の賃貸借に関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [一般国道125号の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県立がんセンターの麻酔システムの調達に関する入札公告\(経営管理課\)](#)
- [備前堀土地改良区総代総選挙の選挙期日等\(選挙管理委員会\)](#)
- [葛西用水路土地改良区総代総選挙の選挙期日等\(選挙管理委員会\)](#)
- [見沼代用水土地改良区総代総選挙の選挙期日等\(選挙管理委員会\)](#)
- [元荒川上流土地改良区総代総選挙の選挙期日等\(選挙管理委員会\)](#)
- [土地改良区総代総選挙における投票用紙の様式\(選挙管理委員会\)](#)
- [備前堀土地改良区総代総選挙における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名\(選挙管理委員会\)](#)
- [葛西用水路土地改良区総代総選挙における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名\(選挙管理委員会\)](#)
- [見沼代用水土地改良区総代総選挙における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名\(選挙管理委員会\)](#)
- [元荒川上流土地改良区総代総選挙における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名\(選挙管理委員会\)](#)
- [葛西用水路土地改良区総代総選挙における投票管理者及びその職務代理者の住所及び氏名\(選挙管理委員会\)](#)

### 雑報

- [普通肥料の検査結果の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [特殊肥料の検査結果の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第七百七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年十二月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 子育て支援 親の会・絆

三 代表者の氏名

小宮 光枝

四 主たる事務所の所在地

埼玉県新座市本多一丁目十一番十五号

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもをもつ保護者及び大人たちを対象に「子どもと向き合う大切さ」を講習会、講演を通じて保護者の教育力の向上及び子どもと家庭の幸福を目的とした相談や子育て支援を行なう。

## 告 示

埼玉県告示第七百八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年十二月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人自立生活センターぼんびい
- 三 代表者の氏名  
色川 安子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県所沢市けやき台一丁目三十一番地の五 パルナス新所沢百九
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害をもつ人や誰もが、地域で共に暮らし、日常生活を当たり前に送ることができるように支援し、豊かな地域社会づくりに参画することを以て、福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第七百九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年十二月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エヌピーオーいずみ

三 代表者の氏名

稲川 清

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市緑町四丁目六番地の六

五 定款に記載された目的

この法人は、精神障害等を持つ方が地域社会において自立と社会参加を実現するために必要な事業を行い、地域住民の福祉の増進に寄与又は理解を広める活動を行うことを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第七百十号

和光市から和光都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

埼玉県告示第七百一十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

岡安ビル

埼玉県越谷市赤山町二百七十一 一

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヨークマート 代表取締役 杉伸一郎

東京都港区芝公園四 一 四

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈

広島県広島市西条町大字吉行字向一 六十

根岸直行

埼玉県岩槻市諏訪二 二 二十四

マルシン商事株式会社 代表取締役 赤崎二三男

埼玉県草加市高砂二 七 一

有限会社村田屋 代表取締役 村田賢伸

埼玉県川口市西川口六 八 三十三

有限会社浦和寿 代表取締役 小川賢治

埼玉県さいたま市中島三 三 二十九

有賀昌博

東京都板橋区幸町三十五 七

（変更後）株式会社ヨークマート 代表取締役 川上達郎

東京都千代田区二番町八 八

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈

広島県東広島市西条吉行東一 四 十四

有限会社サンジェリーナ 代表取締役 櫻井浩二

埼玉県川口市新井宿十二 一

八 変更年月日

平成十六年五月二十八日外

二 届出年月日

平成二十四年十二月七日

二 縦覧期間

平成二十四年十二月十八日から平成二十五年四月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十二月十八日から平成二十五年四月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第七百十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

岡安ビル

埼玉県越谷市赤山町二百七十一 一

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（年百二十日午前九時）から午後十一時

（変更後）午前九時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時四十分（年百二十日午前八時四十分）から

午後十一時三十分

（変更後）午前八時三十分から午後十一時三十分

## ハ 変更年月日

平成二十四年十二月八日

## ニ 届出年月日

平成二十四年十二月七日

## 二 縦覧期間

平成二十四年十二月十八日から平成二十五年四月十八日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十四年十二月十八日から平成二十五年四月十八日まで



□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

埼玉県告示第七百十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

うれし野モール

埼玉県ふじみ野市うれし野二丁目十六番一号

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋政男

東京都杉並区成田東四丁目三十九番八号

イオンリテール株式会社 代表取締役 村井正平

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

ペットシテイ株式会社 代表取締役 豆鞘亮二

千葉県千葉市美浜区高洲三丁目二十一番一号 外未定

（変更後）株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋政男

東京都杉並区成田東四丁目三十九番八号

イオンリテール株式会社 代表取締役 村井正平

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

ペットシテイ株式会社 代表取締役 豆鞘亮二

千葉県千葉市美浜区高洲三丁目二十一番一号

株式会社エコモード 代表取締役 山本太郎

新潟県新発田市新栄町三丁目一番十三号

### 八 変更年月日

平成二十四年十月十九日

### 二 届出年月日

平成二十四年十二月七日

### 二 縦覧期間

平成二十四年十二月十八日から平成二十五年四月十八日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十四年十二月十八日から平成二十五年四月十八日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第七百十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）テックランド行田店

埼玉県行田市桜町一丁目三千七百六十一番外

### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

有限会社富士見地所 代表取締役 小川雅以

埼玉県行田市桜町一丁目五番十六号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県高崎市栄町一番一号

### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十五年八月八日

### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千九百七十八平方メートル

### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五七台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 四八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三八立方メートル

### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十四年十二月七日

二 縦覧期間

平成二十四年十二月十八日から平成二十五年四月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十二月十八日から平成二十五年四月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第七百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレッセイ児玉店

埼玉県本庄市児玉町八幡山四十五 一外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）フレッセイ児玉店

（変更後）フレッセイ児玉店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社フレッセイ 代表取締役 植木威行

群馬県前橋市力丸町九百番地の一

株式会社三喜 代表取締役 八木下真司

千葉県柏市中央町四番二十号 その他未定

（変更後）株式会社フレッセイホールディングス 代表取締役 植木威行

群馬県前橋市力丸町九百番地の一

株式会社北関東三喜 代表取締役 八木下真司

千葉県柏市中央町四番二十号

株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達朗

東京都府中市若松町一丁目三十八番地一

## ハ 変更年月日

平成二十二年十一月二十六日外

## 二 届出年月日

平成二十四年十二月六日

## 二 縦覧期間

平成二十四年十二月十八日から平成二十五年四月十八日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十四年十二月十八日から平成二十五年四月十八日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第七百十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら東所沢店

埼玉県所沢市東所沢二丁目十一 一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

・ 駐車待ち車両による渋滞、放置駐車、放置自転車等の交通問題が発生しないように充分配慮してください。

・ 駐車場の出入口については、視認性及び安全性を継続して確保してください。

・ 該当店舗に面している道路は東所沢小学校及び柳瀬中学校の通学路として利用しておりますので、車両の出入り等がある場合は、通学児童生徒の安全に配慮してください。

## 二 縦覧期間

平成二十四年十二月十八日から平成二十五年一月十八日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター



# 告示

埼玉県告示第七百十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

人間ショッピングセンター

埼玉県入間市大字下藤沢千三百十七 一外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社関谷園本店 代表取締役 関谷美喜男 外 計四者

（変更後）株式会社関谷園本店 代表取締役 関谷福廣 外 計四者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヨークマート 代表取締役 杉伸一郎

東京都港区芝公園四丁目一番四号 外 計十一者

（変更後）株式会社ヨークマート 代表取締役 川上達郎

東京都千代田区二番町八番地八 外 計九者

## ハ 変更年月日

平成十六年五月二十八日外

## ニ 届出年月日

平成二十四年十二月七日

## 二 縦覧期間

平成二十四年十二月十八日から平成二十五年四月十八日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十二月十八日から平成二十五年四月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第七百十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

人間ショッピングセンター

埼玉県入間市大字下藤沢千三百十七 一外

## ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二〇七台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二〇二台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（年百二十日午前九時）から翌午前〇時

（変更後）午前九時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時四十分（年百二十日午前八時四十分）から

翌午前〇時三十分

（変更後）午前八時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 四か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 三か所 位置 図面省略

## ハ 変更年月日

平成二十四年十二月八日外

## ニ 届出年月日

平成二十四年十二月七日

## 二 縦覧期間

平成二十四年十二月十八日から平成二十五年四月十八日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

##### イ 意見書提出期間

平成二十四年十二月十八日から平成二十五年四月十八日まで

##### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第七百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

J o s h i n 鴻巣店

埼玉県鴻巣市袋字窪七百六十三番一外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）J o s h i n 鴻巣店

（変更後）J o s h i n 鴻巣店

## 八 変更年月日

平成二十四年十二月七日

## 二 届出年月日

平成二十四年十二月七日

## 二 縦覧期間

平成二十四年十二月十八日から平成二十五年四月十八日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十四年十二月十八日から平成二十五年四月十八日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第七百二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県知事 上田清司

## 一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の災害発生原因となる自然現象の種類
下平	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
日尾和田	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
八谷 1 1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
八谷 1 2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
八谷 1 3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
富田日向	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
大石津 1 1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
大石津 1 2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え	急傾斜地の崩壊







芦沢	背の沢	寺沢	大渡沢	宮沢	東沢	堂の沢2	堂の沢1	西沢	強矢3	中沢2	
県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

日影沢	東中沢	中沢	西沢	池原沢	細入沢
置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

二  
土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒 区域の名称	区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	土砂災害特別警戒 区域
下平	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。
日尾和田	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。
土砂災害の発生を 防止するために行 う建築物の構造の 規制に必要な衝撃 に関する事項	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。		平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。





	<p>秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>		<p>秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
<p>森戸東2</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
<p>池原</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
<p>小室</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
<p>強矢1</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
<p>向</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
<p>強矢2</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>

大石津2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。
長沢1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。
長沢2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。
八谷2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。
藤倉富田1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。
藤倉富田2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。
矢久	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦

	<p>森戸西</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>覽に供する。</p>
	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>中沢1</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>中沢2</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>強矢3</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>堂の沢1</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>堂の沢2</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>東沢</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役</p>





	<p>所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>中沢</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>西沢</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>池原沢</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>細入沢</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>

# 告 示

埼玉県告示第七百二十一号

上尾市長から上尾都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

埼玉県告示第七百二十二号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により、上尾中山道東側地区市街地再開発組合から理事長の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

氏名 鈴木 宏

住所 埼玉県上尾市大字西門前六百六十二番

## 告 示

埼玉県告示第七百二十三号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第二項の規定により、次のとおり建築士事務所の閉鎖を命じたので、公告する。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 監督処分をした年月日

平成二十四年十二月十日

二 監督処分を受けた建築士事務所（以下「処分対象事務所」という。）の名称及び所在地

横尾一級建築設計事務所

埼玉県本庄市小島六丁目十一番六十七号

三 処分対象事務所の開設者の名称及び代表者の氏名

横尾建設株式会社

代表取締役 横尾 巧

四 処分対象事務所の種類

一級建築士事務所

五 処分対象事務所の登録番号

埼玉県知事登録（八）第七〇一号

六 監督処分の内容

平成二十五年一月一日から事務所の閉鎖三月

七 監督処分の原因となった事実

建築士事務所に所属していた建築士が、建築士法第十条第一項の規定により懲戒処分を受けた。

# 告 示

埼玉県告示第七百二十四号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定により、次のとおり建築士の業務停止を命じたので、公告する。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成二十四年十二月十日

二 監督処分を受けた建築士の氏名

柴川 一博

三 処分を受けた建築士の別

二級建築士

四 処分を受けた建築士の登録番号

埼玉県知事登録第七三九一号

五 処分の内容

平成二十五年四月一日から業務停止四月

六 処分の原因となった事実

十五件の建築物について、建築士事務所の登録を受けずに、設計等を業として行った。

# 告 示

埼玉県告示第七百二十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
県内被疑者写真照会システム機器等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂  
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年11月7日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額  
182,133,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成24年9月28日

## 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年十二月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫



<p>百二十五号</p>	<p>路 線 名</p>
<p>加須市北小浜字堂前 一二六番一地从先から 同市上三俣字中野島 五九六番一地从先まで (ただし、関係図面に表 示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十四年十二月十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>道路改築(道路改良・舗装新 設)工事による。 平成八年四月三十日付け埼玉 県告示第七百六十七号で告示 した道路区域の一部供用開始 である。 延長一二八〇・五〇メートル</p>	<p>備 考</p>

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百六十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福 島 克 季

指定番号	一〇六
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十四年十二月十四日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県比企郡吉見町大字西吉見四百四十二一先から 埼玉県比企郡吉見町大字西吉見五百二十九一先ま で 埼玉県比企郡吉見町大字西吉見四百二十五一先か ら埼玉県比企郡吉見町大字西吉見四百四十一一先ま で 埼玉県比企郡吉見町大字西吉見四百四十一一先か ら埼玉県比企郡吉見町大字西吉見四百四十四一六先 まで 埼玉県比企郡吉見町大字西吉見四百四十四一六先か ら埼玉県比企郡吉見町大字西吉見五百二十八一十五 先まで 埼玉県比企郡吉見町大字西吉見五百二十九一先か ら埼玉県比企郡吉見町大字西吉見五百二十八一十四 先まで 埼玉県比企郡吉見町大字西吉見四百二十五一先か ら埼玉県比企郡吉見町大字西吉見四百六十一一先 まで 埼玉県比企郡吉見町大字西吉見四百六十九一先</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>六百一十一メートル 三百九十二メートル 百八十九メートル 五百五十二メートル 二百四十五メートル 二百四十五メートル 百六十メートル 九メートル</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>十四メートル 十二メートル 十二メートル 十二メートル 九メートル 九メートル 九メートル</p>

	指定番号
	指定に係る道路の種類
	指定の年月日
<p>埼玉県比企郡吉見町大字西吉見四百二十五 一先から埼玉県比企郡吉見町大字西吉見四百十四先まで</p>	指定に係る道路の位置
<p>四百四十二メートル</p>	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
<p>四メートル</p>	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

### 一 許可番号

平成二十四年十二月三日

指令越建セ第二四〇〇四一号

### 二 検査済証番号

平成二十四年十二月十一日

越建セ第四六六一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎十六番二、十六番三

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎十六番二

鈴木 ふみ子

# 告 示

埼玉県病院事業告示第四十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり  
一般競争入札に付する。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量

麻酔システム 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 契約期限

平成25年3月27日

### (4) 履行場所

埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地 埼玉県立がんセンター

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「商品の販売」のA等級に格付けされ、かつ営業品目（大分類）「医療機器」に登録された者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条の規定に基づく、高度管理医療機器等の販売業の許可を受けていること。

### 3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、  
入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-13-3

埼玉県病院局経営管理課 入札担当 柳・石野

電話048-830-5973（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札機器に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料（提案書）  
の提出場所及び仕様に関する問い合わせ先

〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地

埼玉県立がんセンター業務部用度担当 新井

電話048-722-1111（代表） ファクシミリ048-722-1129

- (3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (4) 入札説明会

なし。

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年2月5日（火）午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年2月4日（月）午後5時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成25年2月5日（火）午前11時10分

開札への立会いは不要とする。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金



ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成25年1月21日（月）午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成24年12月20日（木）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話

048-830-5775 (直通) へ提出し、入札参加に必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Anesthesia system

(2) Time-limit for tender:

11:00 a.m., February 5, 2013 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., February 4, 2013)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,  
Saitama Prefectural Government, takasago3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5973

# 告 示

埼玉県選管告示第八十六号

備前堀土地改良区総代総選挙を次により行う。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

一 選挙期日 平成二十四年十二月二十五日

二 投票時間 午前九時から午後二時まで

三 選挙すべき総代の定数

選挙区

選挙すべき総代の数

第一区

二十六人

第二区

八人

第三区

六人

# 告 示

埼玉県選管告示第八十七号

葛西用水路土地改良区総代総選挙を次により行う。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

一 選挙期日 平成二十四年十二月二十五日

二 投票時間 午前九時から午後二時まで

三 選挙すべき総代の定数

選挙区

選挙すべき総代の数

第一区

二十二 人

第二区

二十一 人

第三区

二十二 人

第四区

二十五 人

# 告示

埼玉県選管告示第八十八号

見沼代用土地改良区総代総選挙を次により行う。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

一 選挙期日 平成二十四年十二月二十五日

二 投票時間 午前九時から午後二時まで

三 選挙すべき総代の定数

選挙区	選挙すべき総代の数
第一区	五人
第二区	十一人
第三区	二十一人
第四区	四人
第五区	十四人
第六区	三人
第七区	五人
第八区	五人
第九区	二人
第十区	四人
第十一区	十二人
第十二区	四人

# 告示

埼玉県選管告示第八十九号

元荒川上流土地改良区総代総選挙を次により行う。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

- 一 選挙期日 平成二十四年十二月二十五日
- 二 投票時間 午前九時から午後二時まで
- 三 選挙すべき総代の定数

選挙区	選挙すべき総代の数
第一区	二人
第二区	四人
第三区	四人
第四区	四人
第五区	一人
第六区	四人
第七区	五人
第八区	七人
第九区	二人
第十区	九人
第十一区	三人
第十二区	五人
第十三区	五人
第十四区	三人
第十五区	三人
第十六区	五人
第十七区	三人
第十八区	四人
第十九区	二人
第二十区	三人
第二十一区	一人
第二十二区	五人
第二十三区	四人
第二十四区	一人



# 告 示

埼玉県選管告示第九十号

平成二十四年十二月二十五日執行の備前堀、葛西用水路、見沼代用水、元荒川上流の各土地改良区の総代総選挙における投票用紙の様式は次のとおりとする。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次



# 投票用紙の様式

折目

<p>こ う ほ し ゃ し め い 候 補 者 氏 名</p>	<p>平成二十四年執行 <b>何土地改良区総代選挙投票</b></p> <p>○ 注 意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td>何土地改 良区之印</td></tr></table>	何土地改 良区之印
何土地改 良区之印		

== 大きさ ==

縦： 1 2 . 8 c m

横： 9 . 1 c m

# 告 示

埼玉県選管告示第九十一号

平成二十四年十二月二十五日執行の備前堀土地改良区総代総選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

第三区	第二区	第一区	選挙区	
埼玉県久喜市上清久八十番地	埼玉県加須市北辻七百三十一番地八	埼玉県加須市内田ヶ谷七百八十八番地	住 所	選挙長
渡邊 義久	岡村 敏夫	岩崎 初史	氏 名	
埼玉県久喜市北中曾根千五百六十五番地	埼玉県加須市南小浜五百三番地	埼玉県加須市芋莖九百二十七番地一号	住 所	選挙長の職務代理者
市川 久夫	駒 光雄	小山 久夫	氏 名	

# 告 示

埼玉県選管告示第九十二号

平成二十四年十二月二十五日執行の葛西用水路土地改良区総代総選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

選挙区	住所	氏名	選挙区	住所	氏名
第一区	埼玉県幸手市大字下吉羽百七十一番地の一	小林 英雄	第二区	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字北蓮沼二百四十五番地	中島 香
第三区	埼玉県越谷市花田二丁目十八番地二	瀧田 英夫	第四区	埼玉県吉川市大字下内川千六百八十八番地	進通 光之助
選挙長の職務代理人	埼玉県幸手市大字権現堂千三百六番地	新井 康之	選挙長の職務代理人	埼玉県草加市八幡町千六十七番地	中村 道明
選挙長の職務代理人	埼玉県吉川市木売二丁目七番地十一	倉本 栄司	選挙長の職務代理人	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根四千五百二十九番地一	小野寺 炳

# 告 示

埼玉県選管告示第九十三号

平成二十四年十二月二十五日執行の見沼代用土地改良区総代総選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

第十二区	第十一区	第十区	第九区	第八区	第七区	第六区	第五区	第四区	第三区	第二区	第一区	選挙区
埼玉県川口市大字安行九百九十三番地	埼玉県さいたま市見沼区大字丸ヶ崎千八百九十五番地	埼玉県越谷市大字大竹百九十五番地	埼玉県北足立郡伊奈町大字小針新宿三百八十六番地	埼玉県南埼玉郡宮代町大字国納百九十九番地	埼玉県白岡市白岡九百五十八番地一	埼玉県蓮田市大字上平野千九百二十七番地二	埼玉県久喜市菖蒲町河原井百三十番地	埼玉県鴻巣市関新田四百十七番地	埼玉県加須市牛重六百九十五番地	埼玉県行田市大字荒木二千三百五十九番地	埼玉県羽生市大字上新郷五千六百十番地	住所
五島 淳	齋藤 英一	栗原 雅太郎	清水 稔夫	小島 修	松原 弘	新井 孝	本澤 一郎	清水 一郎	福嶋 利夫	島田 正義	須藤 武	氏名
埼玉県草加市谷塚上町三百三番地	埼玉県さいたま市桜区道場三丁目十三番五号	埼玉県さいたま市岩槻区大字新方須賀千二十三番地	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室八千七百七十六番地	埼玉県南埼玉郡宮代町大字西条原五百六十九番地	埼玉県白岡市下野田七百四十五番地一	埼玉県蓮田市大字馬込二千八百七十五番地	埼玉県久喜市所久喜八百四十五番地	埼玉県鴻巣市新井四百五十五番地	埼玉県加須市礼羽二百五十二番地三	埼玉県行田市大字荒木千七百九番地	埼玉県羽生市大字上新郷七千二百三十九番地一	住所
細井 民興	島崎 久雄	森田 勝利	大熊 康雄	為ヶ谷 政和	吉田 晴祈	本橋 茂	渡邊 正美	清水 春雄	松本 昇	羽鳥 喜一	内田 肇	氏名
												選挙長
												選挙長の職務代理人

# 告 示

埼玉県選管告示第九十四号

平成二十四年十二月二十五日執行の元荒川上流土地改良区総代総選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次



選挙区	選挙長		選挙長の職務代理人	
	住所	氏名	住所	氏名
第一区	埼玉県行田市佐間三丁目八番五号	松島 司郎	埼玉県行田市佐間三丁目七番十号	細井 宏郎
第二区	埼玉県行田市大字持田二千六百七十七番地	新井 達也	埼玉県行田市大字持田五百八十九番地	多田 清文
第三区	埼玉県行田市大字皿尾三百五十六番地	岩田 鍵司	埼玉県行田市大字皿尾四百六十六番地	鶴木 幹之
第四区	埼玉県行田市大字和田五百二十四番地	石川 利雄	埼玉県行田市大字和田三百五十七番地一	中野 克己
第五区	埼玉県行田市大字北河原二百七番地一	出川 喜一	埼玉県行田市大字南河原八百七十番地一	中丸 好太郎
第六区	埼玉県行田市長野一丁目二十二番十四号	山崎 時敬	埼玉県行田市長野三丁目十五番三十一号	関田 悦男
第七区	埼玉県行田市大字荒木二千九十五番地一	鈴木 貞一	埼玉県行田市大字荒木千九百九十番地一	木元 紘一
第八区	埼玉県行田市大字埼玉四千四百八十七番地	吉原 正	埼玉県行田市渡柳千四百三十八番地	大澤 邦夫
第九区	埼玉県行田市大字下忍二千五百十六番地	清水 角次郎	埼玉県行田市大字下忍二千四百六十番地	木村 清治
第十区	埼玉県行田市大字若小玉千五百五十八番地	齋藤 孝次	埼玉県行田市藤原町二丁目三十七番地五	江森 利夫
第十一区	埼玉県羽生市大字下新郷百八十七番地	武村 照夫	埼玉県羽生市大字下新田百六十四番地	歩田 清太郎

第二十五区	第二十四区	第二十三区	第二十二区	第二十一区	第二十区	第十九区	第十八区	第十七区	第十六区	第十五区	第十四区	第十三区	第十二区
埼玉県桶川市坂田東二丁目十二番の一	埼玉県北本市朝日二丁目百五十三番地	埼玉県鴻巣市下谷千八百八十二番地	埼玉県鴻巣市郷地七百九十五番地	埼玉県鴻巣市鴻巣千二百六十一番地	埼玉県鴻巣市鎌塚百六十二番地	埼玉県久喜市菖蒲町上栢間三千七百九十二番地	埼玉県久喜市菖蒲町小林千三百七十番地	埼玉県久喜市菖蒲町新堀七百八十四番地	埼玉県加須市上種足三千六十八番地	埼玉県鴻巣市境三百九十三番地二	埼玉県鴻巣市赤城十二番地	埼玉県鴻巣市屈巢三千五百七十番地	埼玉県行田市大字南河原三百六十六番地
篠崎 俊郎	金子 輝男	上田 康雄	松村 正一	小澤 一郎	森 利雄	飯塚 孝吉	長谷川 修	木下 昭夫	栗原 成志	新井 浩	牛田 高司	秋山 清治	加瀬田 保
埼玉県桶川市大字篠津八十四番地	埼玉県北本市朝日四丁目六十番地	埼玉県鴻巣市西中曾根四十一番地	埼玉県鴻巣市笠原二千七百七十番地	埼玉県鴻巣市天神四丁目七番二十二号	埼玉県鴻巣市下忍三千三百五十五番地二	埼玉県久喜市菖蒲町下栢間二千七百二十番地の二	埼玉県久喜市菖蒲町小林二千六百三十八番地	埼玉県久喜市菖蒲町新堀六百二十八番地の一	埼玉県加須市上種足三千四百八十一番地一	埼玉県鴻巣市新井百十八番地	埼玉県鴻巣市北根千三百四十七番地	埼玉県鴻巣市屈巢二千六十九番地	埼玉県行田市大字犬塚千六百十二番地
滝沢 和一	内田 司	松村 正雄	小谷野 照雄	井上 雄二	島崎 英三	三須 爲一	長谷川 安彦	大塚 光重	飯山 武正	熊井 芳男	栗原 弘喜	藤村 一夫	島田 卓吏

# 告 示

埼玉県選管告示第九十五号

平成二十四年十二月二十五日執行の葛西用水路土地改良区総代総選挙における投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

第四区		第三区				第二区		第一区					選挙区	
投票区 第二	投票区 第一	投票区 第四	投票区 第三	投票区 第二	投票区 第一	投票区 第二	投票区 第一	投票区 第五	投票区 第四	投票区 第三	投票区 第二	投票区 第一	投票区	
埼玉県三郷市高州一丁目百八十番地	埼玉県吉川市上笹塚一丁目三十番地	埼玉県八潮市大字八條千百九十三番地二	埼玉県草加市柿木町千二百九十番地	埼玉県越谷市花田二丁目十八番地二	埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏三千五十八番地	埼玉県春日部市藤塚二百番地	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字北蓮沼二百四十五番地	埼玉県幸手市大字下吉羽百七十一番地の一	埼玉県久喜市青毛千二百二十一番地	埼玉県久喜市八甫一丁目五十二番地	埼玉県加須市下樋遣川千二百二十七番地	埼玉県加須市北大桑千二百八十二番地	住所	投票管理者
永塚 光洋	飯島 秀夫	古姓 勇	豊田 恒士	瀧田 英夫	吉田 吉造	小川 吉夫	中島 香	小林 英雄	関口 満雄	小澤 重雄	石井 登	久保井 丈夫	氏名	
埼玉県三郷市後谷六番地	埼玉県吉川市大字川藤三千九百四十番地	埼玉県八潮市大字八條千六百四十五番地四	埼玉県草加市青柳四丁目三十番十六号	埼玉県越谷市千間台東二丁目十八番地三	埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩五百七十九番地	埼玉県春日部市小淵千九百五十番地	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根四千五百二十九番地一	埼玉県幸手市大字権現堂千三百六番地	埼玉県久喜市吉羽二千四百三十二番地	埼玉県久喜市西大輪三丁目三番地九	埼玉県加須市久下二丁目三十番地五	埼玉県加須市北大桑二百二十一番地	住所	投票管理者の職務代理人
恩田 一郎	番場 明	戸代谷 伊柰男	若林 賢一	田川 啓二	多田 十志男	戸賀崎 貞夫	小野寺 炳	新井 康之	野口 晴久	岡 昌章	黒田 富雄	小澤 武士	氏名	

# 雑報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、  
普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県病害虫防除所長 野田 聡

平成24年9月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析結果		保証票 の検査	その他 の検査	
			項目	指摘事項			
魚節煮かす	千成産業株式会社	9.0千成魚節煮かす	主成分 - TN				
混合有機質肥料		混合有機質3号	主成分 - TN、TP 有害成分 - ひ素、カドミウム				

注1 分析検査及びその他の検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数（ばらの場合には必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 主成分の略号は、次のとおりである。

TN - 窒素全量、TP - リン酸全量

# 雑報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、  
特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県病害虫防除所長 野田 聡

平成24年9月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者 又は表示者	届出名（及び商品名）	検査の結果									備 考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)	C/N	水分 (%)	その他 の検査	
米ぬか	株式会社埼農	米糠	2.14	5.19	1.96					9.86		
動物の排せつ物 の燃焼灰	千成産業株式会社	けいふん燃焼灰	0.13	19.02	16.03	294	1663	25.65	7.9	0.98		
たい肥		千成リサイクル堆肥	3.74	2.40	1.01	35	127	2.39	9.6	15.76		

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN - 窒素全量、TP - リン酸全量、TK - 加里全量、TCu - 銅全量、TZn - 亜鉛全量、TCaO - 石灰全量、C/N - 炭素窒素比、水分 - 水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。



# 雑報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十四年九月に収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県病害虫防除所長 野田 聡



同上	同上	後期用食品残渣乾燥飼料	24.9	11.5	5.0	0.08	0.17	0.3	2.1									-
フジッコ(株)関東工場 埼玉県加須市	H24.9.11 フジッコ(株)関東工場 埼玉県加須市	大豆胚芽かす	24.9	16.0	5.0	0.05	0.27	2.6	1.2									-
(株)埼農 埼玉県幸手市	H24.9.12 (株)埼農 埼玉県幸手市	米ぬか	24.9	13.4	19.6	0.05	2.23	6.4	9.4									
朝日工業(株)(輸入業者) 東京都豊島区	H24.9.13 朝日工業(株) 埼玉県児玉郡神川町	オーツヘイ	24.9	4.6	1.2	0.18	0.15	24.3	5.6									-
J A 東日本くみあい飼料(株)(輸入業者) 群馬県太田市	同上	スーダングラス	24.7	4.6	0.9	0.40	0.22	31.1	8.6									-
同上	同上	バミューダグラス	24.9	13.0	1.5	0.44	0.25	21.5	8.8									-

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 試験結果の概要の欄にあっては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対して過不足があった場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。